

音商標に関する審査基準について（案）

平成 26 年 7 月

1. 識別力について

(1) 論点（前回の議論）

音商標の識別力に関し、音が言語的要素を含む場合（例えば、メロディにのせて製品名・企業名等を読み上げる場合）、当該言語的要素が例えば企業名等を表すものとして出所を認識させる場合には、原則として、音商標に識別力があるといえる。

他方、言語的要素を含まない音商標の識別力に関して、前回の議論では、二つの考え方が示された。

A案：音は広告宣伝その他様々な場面で使用されているが、自他商品役務の識別標識たる商標として需要者に認識されていない。また、自然音（自然界に存在する音、それに似せた音、人工的であっても自然界に存在するように似せた音）は、そもそも識別力はないものである。

したがって、音は、原則として識別力がなく、それが商標として使用された結果、識別力が生じるのではないか。

B案：サウンドロゴのような企業が創作した音は、特定の出所を表すものであるから、使用せずとも識別力を有するものも存在するのではないか。

(2) 原則として識別力が認められない音商標の例（これまでのまとめ）

原則として音商標の識別力が認められない例については、我が国の改正商標法及び各国の審査基準からすれば、使用により識別力が認められる場合を除き、次のような類型化が可能ではないか。

(ア) 商品又は役務の特徴としての音（第 3 条第 1 項第 3 号）

①商品又は役務から自然発生的に生ずる音又は商品又は役務にとって必須の音

(例) 商標「シュワシュワ（泡のはじける音）」、商品「炭酸飲料」  
商標「シュー（スプレー音）」、商品「スプレー式殺虫剤」

※後述の「各国の審査基準比較表（識別力）」の「類型 1」及び「類型 2」に該当。

②商品又は役務にとって必須の音ではないが、その市場において商品又は役務に通常使用される音

(例) 商標「発車の際に流れるメロディ」、役務「鉄道による輸送」

※後述の「各国の審査基準比較表（識別力）」の「類型 1」に該当。

## 資料 2

(イ) 極めて簡単で、かつ、ありふれた音 (第 3 条第 1 項第 5 号)

① 単音及びこれに準じるような極めて単純な音

※後述の「各国の審査基準比較表 (識別力)」の「類型 3」に該当。

(ウ) その他自他商品役務の識別力が認められない音 (第 3 条第 1 項第 6 号)

① 商品又は役務の取引に際して普通に用いられている音

(例) 「石焼き芋の売り声」、「夜鳴きそばのチャルメラの音」

※後述の「各国の審査基準比較表 (識別力)」の「類型 4」に該当。

② 自然音を認識させる音、ゲーム機器に使用される電子音等

(例) 「ゴロゴロゴロ (雷の鳴る音)」、「ピコピコ (電子音)」

※後述の「各国の審査基準比較表 (識別力)」の「類型 5」に該当。

③ クラシック音楽や歌謡曲を認識させる楽曲

需要者がクラシック音楽や歌謡曲であると認識するような音 (楽曲) については、商標とは認識されないため、識別力を有しないのではないか。

※後述の「各国の審査基準比較表 (識別力)」の「類型 6」に該当。

(3) 検討の方向性

(2) において示した音からなる音商標については、原則として自他商品役務の識別力を有しないものとして審査基準を整備すべきではないか。

ただし、言語的要素を含む音等については、その言語的要素を勘案する等、音商標の構成要素を勘案して全体的に観察した上で自他商品役務の識別力を判断するよう、審査基準を整備すべきではないか。

## 資料2

### <各国・地域の審査基準比較表（識別力）>

	アメリカ	イギリス	オーストラリア	韓国	台湾
原則として、識別力を有しない	-	-	-	○	○
識別力を有しない例					
<類型1> ①商品役務に関してありふれた音 (commonplace) ②商品・役務の性質表示	○ ①商品役務に関してありふれた音 (commonplace)	-	○ ①商品役務に関してありふれた音 (commonplace)	○ ②性質表示 (指定商品の原材料・用途・目的等)	○ ②説明的な音 (商品役務の品質、用途、原料又は関連する特性を説明)
	「通常の操作で音を発する商品」 例：目覚まし時計		例：小売業でレジの音	例：小売業でレジの音	例：ペット用品でありふれた犬の声
<類型2> 機能的な音	○(同上)	-	○ 「機器の通常動作によって生じる音」	○ 「商品の仕様に必ず必要」or 「商品に一般的に使用される」	○ 「機械設備が正常に操作されているとき自然に発する音」
			・バイク、バイク用エンジンにおけるエンジンの音		
<類型3> 1音又は2音からなる簡単な音	-	○	-	○	-
<類型4> 慣用されている音	-	-	-	-	○ 例：結婚式場で結婚行進曲
<類型5> ①商品・役務に関して一般的に使用される音 (commonly used) ・よく知られた歌 (well known) ②その他識別力がない音	-	○ ①商品・役務に関して ・一般的に使用される音 ・よく知られた歌 例： ・ゲームセンターの機器に一般的に使用される音 ・遊園地のような娯楽サービスにおいてよく知られたポピュラーミュージック	-	○ ②その他識別力がない音	○ ②その他識別力がない音
		○ 例：クラシック音楽の一曲全体や大部分	○ 例：オーケストラの音楽演奏で有名なクラシック音楽の一部	-	○ 例：一般の歌や長すぎる歌
<類型6> 楽曲	-	-	○ ・有名なクラシック音楽の一部。 例えばベートーベンの交響曲9番(歓喜の歌)	-	-
識別力を有する例	-	-	○ ・本、衣類、食品の小売業で、チェーンソーの音	-	-

凡例：○(記載あり)、-(記載なし)

## 2. 商標の類否について

### (1) 言語的要素を含む音商標の要部観察に関する基本的な考え方

言語的要素をメロディにのせるような音商標の類否の検討においては、全体観察を基本としながらも、言語的要素又はメロディ等の要素のそれぞれを要部として観察することも可能といえる。要部の抽出については、言語的要素又はメロディといった音の要素の識別力の強弱等によって、その捉え方が異なるのではないか。

### (2) 言語的要素を含む音商標と含まない音商標の類否について

○凡例：「≒」…類似、「≠」…非類似

#### ・例 1

音商標「おいしい」（識別力のあるメロディ）

≒音商標「識別力のあるメロディのみ」

※両商標のメロディは同一のものとする。

言語的要素の識別力が弱く、メロディに特徴がありその部分に識別力があるといえる場合には、メロディが要部となり当該部分において類否の判断が可能ではないか。

### (3) 言語的要素を含む音商標と文字商標の類否について

○凡例：「≒」…類似、「≠」…非類似

#### ・例 2

音商標「ジェーピーオー」（識別力のないメロディ）≒文字商標「JPO」

言語的要素をのせたメロディが特徴のないものであったり、単に言語的要素を読みあげたりするような識別力のないものといえる場合には、当該メロディは印象に残りづらくなる。一方、言語的要素に識別力があるといえる場合には、当該部分が需要者の印象に残りやすいといえ、結果として、言語的要素が要部となり、当該部分において類否の判断が可能ではないか。

このような場合には、音商標の言語的要素と同じ言語的要素からなる文字商標とは、互いに類似することもありうるのではないか。

○凡例：「≒」…類似、「≠」…非類似

・例 3

音商標「ジェイピーオー」（識別力のあるメロディ）≠文字商標「JPO」

言語的要素に識別力があるといえる場合であっても、その言語的要素をのせたメロディが、特徴的であり識別力があるといえるときには、メロディの印象が強くなり、言語的要素の印象が残りづらくなる場合もあるのではないか。その結果、言語的要素が要部とならず、言語的要素を含む音商標と同じ言語的要素からなる文字商標とは類似しないこともありうるのではないか。

#### (4) 言語的要素を含む音商標間の類否について

○凡例：「≒」…類似、「≠」…非類似

・例 4

音商標「ジェイピーオー」（識別力のないメロディ）

≠音商標「エービーシー」（識別力のないメロディ）

※両商標のメロディは同一のものとする。

識別力のある異なる言語的要素を、識別力のない同一のメロディにのせた音商標間の類否の場合、メロディには識別力がないことから要部とならず、言語的要素が要部となるのではないか。そして、言語的要素が類似しないときには、商標全体として類似しないといえるのではないか。

<参考：文字商標の音声的使用についての商標制度小委員会での検討経緯>

これまで、登録文字商標を音声として発する行為は商標法上の使用には該当しなかったため、他人がこれを行ったとしても商標権の効力は及ばないと考えられてきた。

しかし、改正法の施行後においては、音の標章の使用（例えば、音として発する行為）が商標法上の使用の定義に加わることにより、登録文字商標について他人が音声的使用（音声として発する行為）をした場合には、登録文字商標の商標権（禁止権）の効力が及ぶ可能性がでてくる。

そして、例えば、登録文字商標「徳去鳥」と登録文字商標「特居朝」は、「トクキョウチョウ」の称呼を共通とするが、外観及び観念を総合勘案した結果、両商標が非類似のものとして並存して登録されることもありうる。この場合に、一方の商標権者が登録文字商標の音声的使用をすると、他方の登録文字商標の禁止権に抵触することとなり、お互いに自己の登録文字商標の音声的使用ができなくなる。

このような事態を回避すべく、改正法においては、施行前から不正競争の目的でなく商標の使用をしている場合には、経過措置により継続的使用権を認めている。

しかしながら、改正法の施行後に称呼を共通にする商標が並存登録された場合、前述のような問題が生じうることから、こうした状態を回避すべく、文字商標と音商標の類似範囲について明確化したのが、上記の例 2 及び例 3 である。

### 3. 商標の特定について

#### (1) 論点 (前回の議論)

商標登録を受けようとする商標について、演奏される楽器の記載のない五線譜が提出された場合であって、物件（音声ファイル）に記録されている音が特定の楽器（例：ピアノ）により演奏されているが、商標の詳細な説明には楽器に関する記載がないときに、商標はどのように特定されるのかという点について議論がなされ、次の二つの考え方が示された。

X案：商標の特定は、物件（音声ファイル）等を参考にしつつも、あくまで「商標登録を受けようとする商標」によってなされるべきことから、楽器の種類について記載がない場合には、あらゆる楽器で演奏されるものが商標の範囲となり得る。

Y案：商標の特定は、「商標登録を受けようとする商標」の意義を、物件（音声ファイル）や商標の詳細な説明により解釈することによってなされるべきことから、物件（音声ファイル）や詳細な説明により特定される楽器により演奏されたものが商標の範囲となる。

#### (2) 検討の方向性

##### ・ X案について

音商標の識別力が、使用による識別力の獲得（第3条第2項による登録を含む）を前提とする場合、商標の範囲をあらゆる楽器により演奏されるものとする、使用により識別力を獲得したことが明確ではない楽器による演奏についても商標の範囲となるが、それは妥当か。

特に、楽器や編曲の違いにより、音色が変わり印象が相当異なるもの、例えば、使用商標がオーケストラによる演奏である場合に、リコーダーによる演奏についても商標の範囲とするのは妥当といえないのではないか。

##### ・ Y案について

出願の際に提出された物件（音声ファイル）等により、商標の範囲が一義的に定まることから、権利者が使用可能な範囲が明確となり、第三者にとっても予見可能性が高まるため、妥当といえるのではないか。